

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(都市政策課)

ページ

号外 (五) 平成二十九年 四月 一日

規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年岐阜県規則第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「条例第十一条第二項の規定により許可」を「条例第十一条第二項の規定により許可期間の更新」に、

- 一 位置図(野立広告物については、道路及び鉄道等からの距離を明示すること。)
- 二 形状、寸法及び構造に関する仕様書
- 三 構造図
- 四 彩色広告面模写図
- 五 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び

を

- 一 位置図(野立広告物については、道路及び鉄道等からの距離を明示すること。)
- 二 形状、寸法及び構造に関する仕様書
- 三 構造図
- 四 彩色広告面模写図
- 五 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図
- 六 その他知事が必要と認める書類

に改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十九年四月一日

び立面図

広告物等のカラー写真

屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

- 二 第六条第一項第四号に掲げる広告物以外の広告物にあつては、屋外広告物自己点検報告書（別記第二号の二様式）
- 三 その他知事が必要と認める書類
- 一 屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類
- 二 その他知事が必要と認める書類

第2号の2様式 (第2条関係)

屋 外 広 告 物 自 己 点 検 報 告 書						
表示又は設置の場所						
更新前の許可の年月日及び番号		年 月 日		第 号		
点検実施年月日 *1			年 月 日			
区分	点 検 内 容	異 常 *2		異常があつた場合 その内容と対応		改 善 *2
基礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき等	有	無			未 済
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	有	無			未 済
支持部	1 鉄骨のさび、塗装の老朽化等	有	無			未 済
	2 鉄骨接続部の異常、ボルト等の緩み及び欠落	有	無			未 済
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの異常	有	無			未 済
	2 ベース周辺・コーキング・溶接部の異常	有	無			未 済
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)及び周辺の異常	有	無			未 済
表示部	1 表示面の汚染、変色、変形、破損及び剥離	有	無			未 済
	2 枠組み部材の異常	有	無			未 済
照明装置等	1 照明・LEDの不点及びネオン管の不発光	有	無			未 済
	2 取付部その他周辺の異常	有	無			未 済
	3 分電盤の異常	有	無			未 済
その他	その他点検した箇所 ()	有	無			未 済
点検者	氏 名	上記のとおり相違ありません。				
	住 所	〒 _____ 電 話 () - _____				
	資 格*3	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 屋外広告物点検技能講習修了者*4 <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会 修了者 <input type="checkbox"/> 「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員・技能検定合格者・職 業訓練修了者				

※ 注) はり紙、はり札、立看板等、許可期間が2月のものについては、提出不要です。

*1 申請前 30 日以内に実施した結果を報告してください。

*2 異常欄及び改善欄は、該当するものを○で囲んでください。

*3 点検者の資格欄は、該当する□にレ点を付けてください。また、資格を証明する書類の写しを添付してください。

*4 公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が共催する屋外広告物点検技能講習を修了した者をいいます。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 改正後の第二条(同条の表条例第十一条第二項の規定により許可期間の更新を申請しようとする者の項に限る。)の規定は、平成二十九年八月一日以後に岐阜県屋外広告物条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十七号)第十一条第一項の有効期間が満了する広告物等に係る同条第二項の規定による許可期間の更新について適用し、同年七月三十一日までに同条第一項の有効期間が満了する広告物等に係る同条第二項の規定による許可期間の更新については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の第二条の規定により提出されている広告物等に係る申請書に添える書類については、なお従前の例による。

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社